

経営事項審査の受審について

公共工事を発注者から直接請け負うには、経営事項審査の受審が
必要です。

経営事項審査の有効期限（最新の基準日より1年7か月）が切れて
いる場合は、公共工事の請負契約が締結できなくなるため、有効期限
が切れる前に更新手続きを行ってください。